

発議案第3号

「放射能を海に流さないこと」とする法律，放射能海洋放出規制法
(仮称) の法律制定を求める意見書について

標記について，会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成24年7月6日

提出者	盛岡市議会議員	遠藤政幸
賛成者	盛岡市議会議員	中村亨
〃	〃	藤澤由蔵
〃	〃	伊勢志穂
〃	〃	大畑正二
〃	〃	金沢陽介
〃	〃	神部伸也
〃	〃	庄子春治
〃	〃	伊達康子
〃	〃	守谷祐志

盛岡市議会議長 村田芳三様

「放射能を海に流さないこと」とする法律，放射能海洋放出規

制法（仮称）の法律制定を求める意見書

東日本大震災により三陸沿岸の村落や市街地は壊滅的な被害を受けました。とりわけ水産関連施設は御承知のように全壊と言っても過言ではありません。さらに，大震災を受けて東京電力福島第一原子力発電所は破局的な事故を引き起こしました。周辺地域は放射能で汚染され，その除去の見通しは立てられておらず，住民は移住を余儀なくされています。放射能汚染は，福島県にとどまらず，関東北部から岩手県南にまで及び，市民生活はもとより，農業，畜産業にも経済的，精神的な被害をもたらしています。

このような状況の中でも，再処理工場は依然として海や空に放射性物質を放出し続け，さらには事故やトラブルを引き起こしながらも，平成 24 年 10 月の本格稼働に向けて準備を進めております。これ以上三陸の海が放射能で汚染されると，沿岸住民の健康はもちろんのこと，食の安全が脅かされます。また，三陸の漁業，農畜産業，観光が大打撃を受け，経済的損失は計り知れません。これらのことから，放射能を海に流さないこととする法律の制定が必要と考えます。

よって，国においては，下記事項について実現されるよう強く求めます。

記

1. 放射性物質を海に放出しない法律，放射能海洋放出規制法（仮称）を制定すること。

以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

平成 24 年 7 月 6 日

盛岡市議会